

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成22年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受け付けます。

▼期日(お住まいの地域ごとに指定します)

1月13日(水) 上三川地区

1月14日(木) 本郷地区

1月15日(金) 明治地区

▼時間

午前の部：午前9時30分～

午前11時

午後の部：午後1時～午後3時

▼場所

役場3階 大会議室

▼持参するもの

(1)継続申請者 免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受け付けできません)。
農業委員会の発行する耕作証明書(耕作面積に変更がある場合のみ)

(2)更新申請者(平成22年12月30日までに免税軽油使用者証の有効期間が満了になる方) 旧免税軽油使用者証・印かん・免税軽油の引取り等に係る報告書(軽油購入の納品書等を添付。添付がない場合受け付けできま

せん)・農業委員会の発行する耕作証明書 栃木県収入証紙代 420円

(3)新規申請者 印かん・農業委員会の発行する耕作証明書 栃木県収入証紙代 420円

(4)新たに農作業受託分の申請を行う方 農作業受託とは、農作業受委託契約により機械を使用する農作業のすべてを受託し、委託者に代わって現実に農作業を行うことを言います。作業の一部のみ受託している場合は該当しません。

今回新たに農作業受託分の申請を行う方は、上記(1)～(3)に加えて

・耕作(農作業受委託)証明願

・農作業受委託契約書(水田経営所得安定対策用または一般用)の写しが必要になります。詳しくは事前に宇都宮県税事務所までお問い合わせください。

(5)その他 前年度の申請内容に変更のある方や新規申請の方については、作付内容や使用機械をお聞きします。

▼免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 ↓ 申請日に即日交付します。

前年度の申請内容に変更のある方 ↓ 申請日に即日交付します。

別途指定します。

新規申請の方 ↓ 別途指定します。

その他 次のいずれかに該当する方は免税軽油使用者証・免税証の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

ア・地方税に関する法令の規定に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じられ、2年を経過していない方

イ・国税又は地方税の滞納処分を受け、2年を経過していない方

ウ・免税軽油の引取り等に係る報告書を提出していない方

エ・上記の他、軽油引取税の取り締まり又は保全上特に不相当と知事が認める方

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▼問い合わせ先 農業委員会事務局
 ☎ 91666
 栃木県宇都宮県税事務所
 軽油引取税調査担当
 ☎ 028(626)3023

「くらしの便利帳」の広告主を募集します

町では役場窓口での各種手続きや公共施設案内などの行政情報を掲載する「くらしの便利帳」を作成しています。今回は、新しい取り組みとして、民間事業者と協働で発行します。

この便利帳に掲載する広告を募るため、町と協働で事業に取り組む(株)サイネックスが町内の商店や事業所を訪問します。広告の掲載を希望するときは、直接同社にお問い合わせください。

▼広告の問い合わせ先=(株)サイネックス ☎ 028(632)9711

▼問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎ 9117

